

行田はちまんマルシェ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、行田はちまんマルシェ（以下「マルシェ」という。）の出店者及び販売等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 マルシェの運営のために具備すべき事項は次のとおりとする。なお、販売品目等諸条件は別表1のとおり定める。

- (1) マルシェの主催者は「行田はちまんマルシェ実行委員会（以下、実行委員会）」といふ。」とし、運営についても実行委員会が執り行う。
- (2) 雨天及び荒天等が予想され、開催の中止をする場合は、開催日の前々日（金曜日）までに実行委員会にて決定する。開催の判断基準は、別表2のとおりとする。
- (3) 販売方法は、直接販売及び委託販売とする。
- (4) 出店者は、午前9時から販売が開始できるように準備を完了させる。
委託販売は、午前8時50分までに納品し、持ち込み商品の明細（任意様式）を提出する。
- (5) 開催に際して、会場の需要量を超える出店申し込みがあった場合、市内に住所がある会員を優先し、それ以外は出店者の整合性を加味して会長が決定する。
- (6) 販売品の価格については、適正な価格設定を心がけ、極端に高額又は低額となることのないよう努める。
- (7) マルシェ終了後、出店者は販売によって生じた売上金額から出店料を実行委員会に納入する。出店料の金額は次のとおりとする。
直接販売の場合、売上金額に対して5%（1円単位切上げ）の出店料を納入する。
委託販売の場合、売上金額の10%（1円単位切上げ）の出店料を納入する。
- (8) マルシェの終了前に片付けを実施することは禁止とする。また、出店料の精算については、完売した場合を除いてマルシェの終了前にはできないものとする。
- (9) 実行委員会事務局は、マルシェ当日の準備作業及び撤収作業を補助する当番出店者を指名する。当番出店者は出店当日、事務局の指示した時間、場所に集合し作業に従事する。
- (10) 出店の際、実行委員会から資機材の貸与（タープ、販売台）を受けることができる。
貸与できない資機材は、出店者が持参する。
貸与を受けた資機材は、出店当日中に実行委員会へ返却する。また、その際に貸与に係る費用を実行委員会へと支払う。
備品貸与に係る費用は別表3のとおりとする。

(出店者)

第3条 マルシェに出店等に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 出店を希望する場合は、別紙1に定める「行田はちまんマルシェ出店登録申込書」を実行委員会へ提出する。
- (2) 飲食物の販売をする物は、申込書に営業許可書も添付すること。
- (3) 出店の可否については、実行委員会で可否を判断し、会長が決定する。
- (4) マルシェの出店登録を取りやめるものは、別紙2に定める「行田はちまんマルシェ出店登録取下書」を実行委員会へ提出する。
- (5) 最終出店日から2年間出店がない場合は、実行委員会の判断で出店登録から削除する。
- (6) 行田はちまんマルシェの運営規程に定める遵守事項に違反した場合は、実行委員会の判断で出店登録を削除する。

(運営の遵守事項)

第4条 出店者は、次の事項を遵守する。

- (1) 実行委員会の決定事項を守り、組織の融和を乱す行為を行わない。
- (2) その他、マルシェ及び行田市のイメージを損なうような行為を行わない。
- (3) 著作権についてきちんと理解し、販売について問題がないこと。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、実行委員会で決定する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月22日から施行する。

この規程は、令和6年6月24日から施行する。

別表 1

				出店料
販売品目	直 接 販 売 品	農畜水産物	農畜水産物及び農畜水産物加工品（一次加工食品） ※出店者自ら生産または市内にて生産され生産者を特定できるものに限る	売上金額の 5 %
		農畜水産物 加工品	飲食物 二次加工食品、三次加工食品、その場で喫食可能な飲食物及び調理品、その他「農産物」に含まれない食品	売上金額の 5 %
		手工芸品	手工芸品（衣料品、装飾品、美術品、玩具、雑貨）、古物・リユース品、ワークショップ、その他「農産物」及び「飲食物」に含まれない商品 ※キャラクターやブランド品など著作権違反に該当するものは厳禁とする	売上金額の 5 %
	委 託 販 売 品	農畜水産物 農畜水産物 加工品	市内産農畜水産物及び市内産農畜水産物加工品	売上金額の 10 %
出店者	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜水産物等の一次産品を生産又は加工する個人若しくは団体 ・飲食物や手工芸品などを自ら生産する個人若しくは団体 ・市内の商店や事業所を構える個人又は団体 ・地域協力者 ・その他、会長が別に認める者 			
販売場所及び販売方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の指示したスペース内の営業とする ・販売時に使用する資機材は出店者が持参し、使用する ・搬入及び搬出は、出店者の責任において速やかに行う ・軽トラック等の車両で直接販売ことは不可とするが、キッチンカー等の特殊な機能を持った車両についてはその限りではない 			
販売品の表示	食品表示法に基づき、生産地、品名及び連絡先を表示する。販売や営業に許可が必要な加工品、飲食物は許可を取得し、証明書等を掲示する			
開催日程	毎週日曜日午前 9 時から 12 時			
会 計	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者毎に精算する ・マルシェ終了後に事務局へ販売報告書の提出と出店料の支払いをする 			
クレーム等の対応	販売品のクレーム対応は、全て出店者の責任で対応する ※クレームが発生した場合は、実行委員会へ報告すること			
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の販売においては、出店者自ら生産したものまたは、市内生産者により生産されたものの販売に限る ・キャラクターやブランドロゴ等を使用した商品を販売することはできないとする（ただし、著作権等の許可を取得し、その証明を提示できる場合を除く） ・運営規程を遵守せず、実行委員会からの注意を受けたにも係わらず、改善が認められない場合は、出店を取り消しする 			

別表2

項目	判断基準	備考
基準日	開催日の前々日の金曜日	15時時点を最終判断とする
降水確率	50%以上	マルシェ開催時間内に 50%に達する場合は、中止とする
降水量	1mm以上	降水確率が 50%以上の場合とする
風速	5m以上	

※その他、総合的に当日の状況を検討し、開催が難しいと判断される場合は中止とする。

別表3

品名	数量	費用	備考
タープ	1基	なし	出店状況により共用
販売台	2台1組	なし	出店状況により共用
発電機	1口（1ソケット）	500円	1開催につき、2出店者まで貸与可能

※貸与に係る費用は、いずれも1開催あたりの金額

別紙1

行田はちまんマルシェ出店登録申込書

年 月 日

行田はちまんマルシェ実行委員会 会長 様

行田はちまんマルシェ運営規程第3条（1）に基づき、行田はちまんマルシェに出店申込みいたします。

なお、出店の際には、行田はちまんマルシェ運営規程を遵守します。

店名 (表示名)	(ふりがな)	代表者 氏 名	(ふりがな)
住 所		F A X	
電話 (携帯)		E-mail	
連絡方法	郵 送 • E -mail		
出店内容	農産物 加工品 調理品（惣菜） 飲食物 クラフト品		
販売品 (詳細)	<p>※飲食物（調理品）を販売する方は、許可を受けている食品製造許可証、営業許可証、保健所の許可証等の写しを添付してください。</p> <p>※行田はちまんマルシェ会場での飲食物（調理品）の販売には、埼玉県の「食品営業許可」が必要となる場合があります。</p>		

※ 申込みについて

- 1 申込先 行田はちまんマルシェ実行委員会 事務局
行田市 農政課内（行田市本丸2番20号）
- 2 出店許可 出店許可者に対し、出店許可証を発行します。（出店初回に交付）

行田はちまんマルシェ出店登録取下書

年 月 日

行田はちまんマルシェ実行委員会 会長 様

行田はちまんマルシェ運営規程第3条（4）に基づき、行田はちまんマルシェの出店者登録を取り下げいたします。

店 名	(ふりがな)	代表者 氏 名	(ふりがな)
住 所			
電話 (携帯)		E-mail	